

ご存じですか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

● お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、
各総合支所地域振興課
鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040

老齢基礎年金は原則として保険料を納付した期間と免除・猶予された期間が25年以上ないと、将来受給することができません。経済的に保険料の納付が困難な場合は免除・猶予制度を利用してください（原則、毎年申請が必要）。

平成26年7月分以降の免除は7月1日から受け付け

対象保険料／7月分～平成27年6月分

受付期間／7月1日（火）～平成29年7月31日（月）

窓口／市役所1階国保年金課、各総合支所地域振興課

持ち物／年金手帳、印鑑、離職された方は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（離職日が平成24年12月31日以降のもの）

◆窓口では免除が該当するかどうかを、本人確認をした上でお知らせしています。市役所1階国保年金課国民年金係または各総合支所地域振興課へ直接相談してください。
◆平成26年1月以降に転入された

方は、源泉徴収票などの所得および社会保険料などの控除を証明できる書類が必要です。

◆同居している家族の方が代理申請する場合は、代理人の身分証明書と申請者の印鑑が必要です。

免除受付可能期間の拡大

平成26年6月以前の保険料（2年1か月前までの分）については、免除や学生納付特例を随時受付しています（平成26年4月に改正されました）。

全額免除と一部免除

全額免除／保険料を納める必要はありません

一部免除／納付すべき保険料の一部（保険料の4分の3、半額、4分の1が免除）を納めます。納めないで免除が取り消され、未納期間になります

審査／申請者本人のほか、その配偶者および世帯主の前年の所得により判定（所得が基準を超えた場合でも、離職や天災などで損害を受けた場合は、免除申請が承認さ

れることもあります）

● 離職（退職・失業）による特例

申請者本人・配偶者・世帯主の中に離職した方がいる場合、審査の際に離職した方の所得を除外して審査します。

必要なもの／雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

◆ 雇用保険の対象外の方は相談してください。

● 30歳未満の若年者納付猶予制度

申請者本人が30歳未満（学生を除く）であれば、世帯主の所得を除外して審査する若年者納付猶予の制度も選択できます。

全額免除と若年者納付猶予は納付が不要な点では同じですが、免除の場合は国庫負担があるため、将来の年金額に一部加算されます。

一方、若年者納付猶予は国庫負担がなく、受給できる年金額には加算されません。年金を増額するためにも、どちらも後から保険料を納めることをお勧めします。

追納すれば年金が増えます

経済的に余裕が生じた場合は、

免除から10年以内に追納の申し出を行い、納付を行えば将来の年金を増額させることができます。

窓口でよくある免除Q&A

免除Q&A

Q. 免除の手続きは難しいのでしょうか。

A. 申請書の記載は、住所、氏名、電話番号、申請日の記入だけです。簡単です。

Q. 免除を受けると年金も少なくなると聞いたのですが。

A. 全額免除の場合は、免除を受けた月数×805円（年額）が支給額から減額されますが、上記のように追納して増額することができます。



選挙啓発サポート企業・団体募集

●お問い合わせ／県選挙管理委員会事務局 ☎023-630-2082
市選挙管理委員会事務局 ☎26-5765

投票参加を通じて有権者が政治に参加することは、民主政治の根幹をなすものです。県内において活動する企業・団体（以下「法人等」という）は、地域社会の一員として社会的責任を担う立場にあり、そこで働く一人ひとりが選挙の重要性を理解し投票に参加することが求められています。これらの法人等が、自主的に選挙啓発を支援する活動に取り組むことにより、県民が一体となった啓発活動の推進を目指すものです。

対象／県内に本社、事務所を置く法人等（政党・政治団体、宗教団体を除く）▼申し込み／随時。所定の登録用紙に必要事項を記入し、県選挙管理委員会へ Eメール yenkani@pref.yamagata.jp ◆登録用紙は県選挙管理委員会ホームページに掲載しています。

【サポート法人等の役割】基本姿勢／選挙啓発の支援活動（以下「支援活動」という）は、政治的に中立で、特定の政党や公職の候補者公職の候補者になろうとする者や公職にある者、また政治上の主義

もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する意図をもって行うものでないこと▼支援内容／支援活動は、投票総参加と明るくきれいな選挙の推進につながる活動を主体とし、それぞれの法人等により自主的に行われる取り組みとします

●支援活動の例

- 法人等のホームページでの選挙期日、投票参加の周知
- 朝礼や会議、社内放送などでの選挙期日、投票参加の周知
- 法人等の店内・事務所内などへのポスター、のぼり旗の掲示ほか

市内の選挙啓発サポート企業・団体一覧

（平成26年4月現在、順不同）

株式会社北都銀行酒田支店、株式会社小松写真印刷、株式会社サンリキール、庄内みどり農業協同組合、株式会社アライドテック、学校法人東北公益文科大学、東北東ソー化学株式会社、株式会社エコー、酒田共同火力発電株式会社、酒田第二タフシー株式会社、株式会社エルデック、株式会社大商金山牧場、株式会社二屋、松岡株式会社、株式会社菅原工務所

酒田市雇用創造協議会 セミナー受講生募集

●お問い合わせ／酒田市雇用創造協議会事務局 ☎43-8755（平日午前8時30分～午後5時）

【①事業主向け】

セミナー名	開催日	時間	内容	申込締切
ネット開業支援セミナー	7/10(木)～11(金)	13:00～17:00	起業や業務拡大を検討している方に最適。ネットショップに関する知識、開業までの手法や資金計画などについて学ぶ	7/8(火)
発酵食で商売繁盛! 水産物利用拡大セミナー	7/30(水)～31(木)	30日/9:00～17:00(飛鳥視察) 31日/9:30～15:30(座学)	近年話題の「発酵学」という視点から、水産物の新たな付加価値を発見し、商品化への可能性を探る	7/25(金)

対象／市内企業の事業主または労務管理担当者、または本市で起業を検討している方（在職中の方も可）で、各セミナーを全日受講可能な方

【②求職者向け】

セミナー名	開催日	時間	内容	申込締切
ビジネススキル習得セミナー	7/24(木)～25(金)	9:00～15:00	言葉遣いや敬語、企業訪問時や電話応対マナー、パソコンの基本操作など	7/22(火)
コミュニケーション向上セミナー	7/10(木)～11(金) 7/30(水)～31(木)		人間関係を円滑にするコミュニケーション能力やメンタル面の強化など	7/8(火) 7/28(月)
コンタクトセンター就職支援セミナー	7/15(火)～18(金)		コンタクトセンターに就職するための必要なスキル全般	7/11(金)
3級FP [®] 技能検定対策セミナー ※ファイナンシャルプランナー	7/28(月)・30(水)・31(木)	10:00～16:00	・生活に密着したお金のエキスパート「ファイナンシャルプランナー」に関する入門編 ・金融、税制、不動産、住宅ローン、生命保険、年金制度など幅広い知識を身に付ける ・3級FP技能検定試験対応	7/24(木)

対象／市内企業に就職や転職を希望する方、または本市で起業を検討している方（在職中の方も可）で、各セミナーを全日受講可能な方

【①②共通】場所・駐車場／申し込み時に確認してください▶定員／各セミナー先着10人～20人程度（最小開催人数4人）▶申し込み／同協議会事務局へ ☎43-8755、☎22-7522、Eメール sakata-koyou@bz04.plala.or.jp